

助成金

低圧電気取扱い業務特別教育

1 教育の目的

「低圧（交流600V以下、直流750V以下）の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う場合には、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条第4号に基づき、低圧電気の取扱い業務に係る特別教育の修了が事業者には義務付けられており、建設業においては、建設現場でコンセントへのプラグの接続等の低圧電気に関する業務を行うことから、本教育を実施するものです。

留意事項：低圧電気取扱い業務を行う場合には、「電気工事士」の資格の有無とは関係なく、本教育を受講する必要があります。

2 受講対象者

低圧電気の取り扱い業務に従事する者。

3 科目及び時間（休憩時間は1時間毎に5分間）

講習日	科 目	時 間	時 間 割 (昼休み時間)
1日目 (学科)	低圧の電気に関する基礎知識	1	8:50~9:50
	低圧の電気設備に関する基礎知識	2	9:55~12:00 (12:00~12:45)
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1	12:45~13:45
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2	13:50~15:55
	関係法令	1	16:00~17:00
2日目 (実技)	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	7	9:00~17:00 (12:00~13:00)

4 受講料（テキスト代1,050円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
16,120円	16,120円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた15,120円の受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

7 受講当日の携行品等

受講票・筆記用具・マスク

8 実施日・会場

実施日 令和3年6月3日(学科) 6月4日(実技)

会 場 学科 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563

実技 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563